

6 これまでの基山、これからの基山

計画策定の背景

基山町は、合理的かつ効率的な町政運営の指針とするために、昭和50年3月に「基山町総合計画」を策定しました。現在、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「第4次基山町総合計画」に基づいて、基本構想に掲げたまちの将来像～集い ふれあい 助け合い～「みんなで創る 人と自然が輝くまち きやま」の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。平成23年4月には、県内に先駆けてまちづくりの最高規範となる「基山町まちづくり基本条例」を制定し、協働で創る安心・安全なまちづくりへの取組を進めているところです。

また今後は、全国的な傾向である少子高齢化の一層の進行や税収の減少など、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。これに加えて、地球規模での環境意識の高まりとバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方など、町民の価値観・ライフスタイルの変化などにより、行政に求められる役割がますます多様化しています。これらは行政だけで解決できるものばかりではなく、これまで以上に町民との協働による施策の実施が求められています。

計画策定の趣旨

地方分権改革の進展に伴い、今後とも地方の裁量権と責任の拡大が進められるものと考えられます。このような時代において、基山町が自立して歩み続けていける「持続可能なまちづくり」を考えたとき、町民や町内企業との協働により総合的かつ計画的にまちづくりを進めていく必要があります。また、地方分権、急激な社会情勢の変化及び町民の価値観の多様化の中で策定される今回の総合計画は、基山町の将来を左右する重要な計画となるものです。

このような認識のもと、基山町行政における中心的な役割を担う計画として、平成28年度を初年度とする「第5次基山町総合計画」を策定します。



基本理念の継承

これまで基山町において基本理念は、第1次総合計画から今日までめざすべきまちづくりの方向として、安易に変更するものではなく、将来においても維持されるべき性質のものとして位置づけられ、時代の潮流を踏まえた新たな視点を付加しながら掲げられてきました。本計画においては、様々な新しい視点で計画を策定しますが、基山町がこれまで大切にしてきた精神として、基本理念はそのまま継承します。

基本理念

心豊かな人と人との関係づくり

安全で快適に暮らしていくためには、人と人との心豊かな関係が大切です。これまで培われてきた連帯感や共同意識を失うことなく「心豊かな人と人との関係づくり」を基本理念とします。

自然と共生したまちの魅力づくり

まちの魅力をその大きさや利便性だけに求めるのではなく、基山町の貴重な財産である自然や歴史・文化を生かし、さらに共に生きる「自然と共生したまちの魅力づくり」を基本理念とします。

みんなが進める協働のまちづくり

住みよいまちづくりに向けて、町民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域で主体的に取り組むことが重要です。また行政においても福祉の増進や基盤整備など、町民と行政とが共に考え、行動していく「みんなが進める協働のまちづくり」を基本理念とします。

計画の特徴

本計画は、次のような特徴をもち、町民・企業・行政が協働で活用できる「まちづくりの教科書」として位置づけます。

(1) 町民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画

～「基山町まちづくり基本条例」を具体化した総合計画へ～

基山全体で取り組む気運を醸成し、「基山町まちづくり基本条例」を具体化させ、『町民の視点』『協働の取組』を反映させる計画とします。

(2) まちの魅力とブランド力を高める計画

～“基山町のシティプロモーション”を展開できる総合計画へ～

対外的な視点から基山町をどのようなイメージで打ち出していくかというシティプロモーションの方向性を示し、目に見える価値づくりを取り入れた計画とします。

(3) 行政の経営指針として活用できる計画

～計画の実施状況と成果がわかる、評価ができる総合計画へ～

行政の経営指針となりうる計画として、ハード・ソフトのあらゆる視点で指標化し、町民の満足度など成果を評価できる計画とします。



計画の構成と期間

総合計画は、「新、基山構想」と「基本計画」で構成し、さらにこれを具現化するために「実施計画」を策定します。

(1) 新、基山構想(基本構想)

平成28年度～平成37年度(目標年次:平成37年度)新、基山構想は、町の将来像及び施策の大綱により構成する計画とし、平成28年度から平成37年度を目標年度とする10か年の計画とします。

(2) 基本計画

基本計画は、「新、基山構想」に掲げる将来像を実現するために、取り組むべき主要な施策を分野ごとに明らかにして体系化する10か年の計画とし、施策体系ごとにめざすべき姿(こんな基山にしよう)を設定します。計画については、平成32年度を中間年度とし、進捗状況を検証します。その上で、検証に基づき必要な計画の再構築を行うことにより、「新、基山構想」の実現を図ります。また、基本計画の進捗状況を管理するため、各施策に目標値(指標)を設定します。

(3) 実施計画

平成28年度～平成30年度、その後、平成37年度まで毎年見直します。基本計画に示した施策への具体的な取組や実施期間を明らかにした短期的な計画で、毎年度における予算編成や事業実施の指針とします。期間は3年間とし、平成28年度を初年度として、3か年計画で毎年度見直すものとします。

